

## ゴルフ場における暴排条項モデル案

盛り込むべき条項
(施設利用の拒否) 第〇〇条 次の場合には、利用をお断りします。また、利用開始後に判明した場合には、利用の継続をお断りします。 (1) 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に所属していると認められるとき (2) 暴力団等反社会的勢力を同伴又は紹介により入場させたとき (3) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をしたとき (4) 偽名または他人名義での申し込みをしたとき (5) 入れ墨がある等の理由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき

### <解説>

ゴルフ場に暴力団員が出入りするようになると、ゴルフ場が賭博の場所として利用されたり、プレー中のわずかなトラブルがもとで、一般のプレーヤーやゴルフ場の従業員の方々に迷惑を及ぼす事態を招きかねません。

そこで、プレーはもちろん、施設内すべての利用を拒否するためには、ゴルフ場において暴力団排除条項を整備していただく必要があります。

暴力団等反社会的勢力がプレーの申込みをしてきた場合には、契約自由の原則によりこれを拒むことはできますが、暴力団排除条項をあらかじめ定めておけば、無用なトラブルを防止することができるとともに、利用開始後に判明した場合でも、退場を求めることができます。

三重県暴力団排除条例で禁止を予定しているのは、暴力団の資金獲得活動や勢力誇示活動と認められるゴルフコンペやプレー後に行われるパーティーであり、個人のプレーを規制するものではありません。

このため、ゴルフ場の利用約款において、暴力団員及びその関係者等の利用を拒否する暴力団排除条項の導入が必要であります。